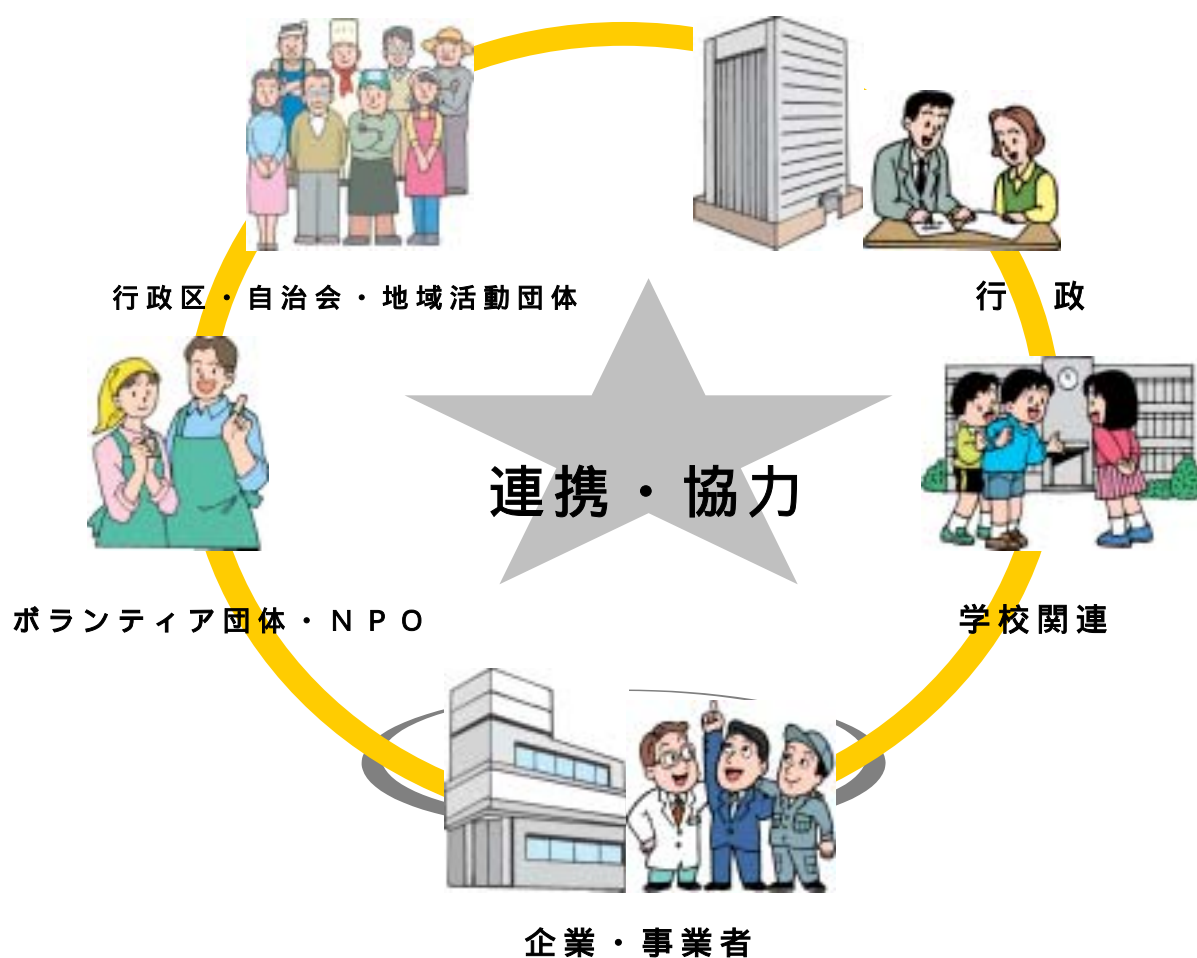


白岡町住民協働推進指針

《町民との協働によるまちづくり》



白 岡 町

平成 1 9 年 8 月

指針の策定に当たって

今日、少子・高齢化の進行や人口減少社会への対応など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

また、国から地方への地方分権改革の流れの中で、地方自らの判断と責任のもと、自主的かつ自律的な行財政運営が求められています。

一方で、町民の皆様の自主的な活動は活発化しており、まちづくりに対する町民の皆様の参加意識も高くなっています。

これまで、公共サービスは行政が担うものと考えられてきましたが、多様化・高度化する行政需要に対して、従来の仕組みでは適切な対応が困難なケースも現れてきています。

町では、平成17年12月に「白岡町改革推進プログラム」を策定し、「選択と集中・町民との協働によるまちづくり」を今後の行政運営方針として掲げ、町民の生活環境の向上を第一とした行政運営をさらに推進することにしました。

また、今後のまちづくりは、町民と行政とが地域課題の解決に向けて、相互に連携・協力することにより、「質の高い公共サービスの実現」を図り、町民が公共の担い手として主体的にまちづくりに携わることを通して、「町民自身の満足度の向上」を促進しながら、ひいては「住民自治の醸成」を目指すものとしています。

この指針は、今後「新しい公共」という考え方のもと、町民と行政との協働を総合的かつ計画的に実施するために、町民と行政とが連携・協力して取り組むことを決めました。

私は、この指針が町民の皆様の自主的な活動の促進と町民と行政との協働の手引となり、真に豊かな町民生活の実現に寄与することを期待しています。

今後も「町民との協働によるまちづくり」を積極的に推し進め、活力ある地域社会の形成に向け、努力してまいり所存ですので、御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。

平成 1 9 年 8 月

白岡町長 濱 田 福 司

目 次

住民協働を推進するに当たって	1
1 「まちづくり」とは	1
2 「住民協働」とは	1
3 「町民との協働によるまちづくり」のイメージ	2
4 「市民」とは	3
5 「市民活動」とは	3
6 「公共サービス」とは	3
7 「協働のパートナー」とは	4
8 「新しい公共」とは	5
住民協働の必要性と目的	6
1 今、なぜ住民協働なのか。その社会的背景	6
(1) 町民ニーズの多様化・高度化	6
(2) 地方分権の進展	6
(3) 町民のまちづくりに対する関心の高まり	6
(4) 厳しい財政環境	6
2 住民協働が目指すものは何か。	8
(1) 住民協働の目的1『質の高い公共サービスの実現』	8
(2) 住民協働の目的2『住民満足度の向上』	8
(3) 住民協働の目的3『住民自治の醸成』	8
3 住民協働の効果	9
(1) 町民自らが自分たちのまちをつくるという、町民主体のまちづくり	9
(2) 質の高い公共サービスの提供	9
(3) 多様化するニーズへの対応	9
(4) 公共サービスの担い手の多様化	9
住民協働推進に当たっての基本的視点	10
1 自主性、自発性を尊重しながら側面から支援	10
2 パートナーシップの構築	10
(1) 意識改革	11
(2) 相互の特性の理解と役割分担の明確化	12
(3) 行政システムの在り方の見直し	12
3 住民自治に支えられた地域社会づくり	13

住民協働の進め方	14
1 住民協働の領域	14
2 住民協働事業に結び付く市民活動分野	15
3 住民協働の進め方	16
(1) 情報の共有、ニーズの把握、意見交換	16
(2) 共通課題の発見・確認、解決方法の検討	16
(3) 協働事業の合意	16
(4) 協働事業の実施	18
(5) 協働事業の評価	18
(6) フィードバック	19
4 行政マネジメントサイクルの各段階における住民協働の在り方	20
(1) 課題の発見段階における住民協働（S e e：課題やニーズの発見段階）	20
(2) 政策の形成段階における住民協働（P l a n：計画段階）	20
(3) 施策の実施段階における住民協働（D o：実施段階）	20
(4) 施策の評価・見直し段階における住民協働（C h e c k：評価段階）	20
5 住民協働の形態	21
(1) 情報の共有	21
(2) 企画段階からの参画、政策提案	21
(3) 共催	21
(4) 後援	21
(5) 実行委員会	21
(6) 補助金	22
(7) 委託	22
6 住民協働の基本原則	23
(1) 目的及び課題の共有	23
(2) 相互理解と相乗効果	23
(3) 対等性	23
(4) 自主性の尊重と自立化の促進	23
(5) 公開・機会平等	23
(6) 補完性	24
(7) 期限の明確化	24
(8) 個人情報の保護	24

住民協働を進めるための役割	25
1 町民（個人）の役割	25
(1) 市民活動・社会貢献活動への参加	25
(2) 地域活動への参加	25
(3) 情報の収集	25
2 行政区・自治会等の地域コミュニティの役割	25
(1) 地域の中での組織づくり	25
(2) 住民同士の交流	25
(3) 地域の課題解決	26
3 ボランティア団体やNPOの役割	26
(1) 専門的知識や情報の活用	26
(2) 活動の場の提供	26
(3) 活動の強化・拡大	26
4 企業・事業者の役割	26
(1) まちづくりへの参画	26
(2) 社会貢献活動のための環境づくり	26
(3) 地域活動・市民活動との連携・支援	27
5 行政の役割	27
(1) 情報の提供・共有	27
(2) 人材の育成	27
(3) 町職員の協働意識の醸成	27
(4) 普及啓発	27
住民協働の現状と課題	28
1 当町における住民協働の現状	28
(1) 事務・事業の執行や各種計画づくりに係る附属機関等の設置状況	28
(2) パブリックコメント（各種計画等に対する意見公募）の実施状況	28
(3) 土地利用計画における町民意見の把握・反映	28
(4) 当町におけるNPO法人等の設立状況	28
(5) 当町におけるボランティア団体の設立状況	29
(6) 社会教育関係団体の登録団体数	29
(7) 生涯学習人材バンクの登録者数・登録団体数	29
2 住民協働を推進する上での課題	30
(1) 情報の共有化	30
(2) 環境の整備	30
(3) 人材の育成	30

住民協働推進に関する施策展開の方向	31
1 住民協働を推進する上での基本的な考え方	31
(1) 住民協働の基本理念を定めます。	31
(2) 住民協働の趣旨・施策を広めます。	31
(3) 住民協働の実効性を高めます。	31
2 住民協働の基本理念を定めます。【定める】	32
(1) パートナーシップの確立	32
(2) 相互理解と共通認識	32
(3) 自主性・主体性の尊重	32
3 住民協働の趣旨・施策を広めます。【広める】	33
(1) 情報の共有化	33
(2) 環境の整備	33
(3) 人材の育成	34
(4) 機会の拡大	34
4 住民協働の実効性を高めます。【高める】	35
(1) 啓発活動	35
(2) 体制づくり	35
(3) 指針の見直し	35
(4) 条例の制定検討	36
住民協働を共に進めるパートナー	37
1 住民協働のパートナー	37
2 NPOとは	38
(1) NPOの定義	38
(2) NPOの団体数・活動分野	40
(3) NPO活動の特性・意義	40
(4) NPO活動の役割	41
○ 巻末資料1 住民協働事業に結び付く17分野ごとの活動例示	44
○ 巻末資料2 住民協働推進の概要	50
○ 巻末資料3 改革推進プログラムに基づく住民協働推進施策実施計画	51
○ 巻末資料4 語句説明	53
○ 巻末資料5 特定非営利活動法人（NPO法人）制度	55
○ 巻末資料6 改革推進プログラムからの抜粋	56

住民協働を推進するに当たって

近年、多くの自治体が住民協働のまちづくりに取り組んでいます。
そもそも住民協働とはどういうものなのでしょうか。

ここでは、この指針で使っている最も基本的で、かつ、重要な言葉の定義付けをします。

1 「まちづくり」とは

町民と行政とが自分たちのまちは「どうあるべきか」、「どうあってほしいか」ということを共に考え、そのあるべき姿に向かい、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての行為と定義します。

2 「住民協働」とは

町民と行政とが共通の目的^{*}を実現するために、

互いに対等の立場で

相互の信頼と合意の基に 役割と責任を担い合い、

互いの特性や能力を発揮しあいながら、

連携・協力して 効果的にまちづくりに

取り組んでいくことと定義します。

住民協働のまちづくりを進めていく上での
《町民と行政との「共通の目的」とは》

- 1 質の高い公共サービスの実現
- 2 住民満足度の向上
- 3 住民自治の醸成

3 「町民との協働によるまちづくり」のイメージ

第4次白岡町総合振興計画における町の将来像

ハート
きらっと  しらおか

～みどりの生活拠点都市～

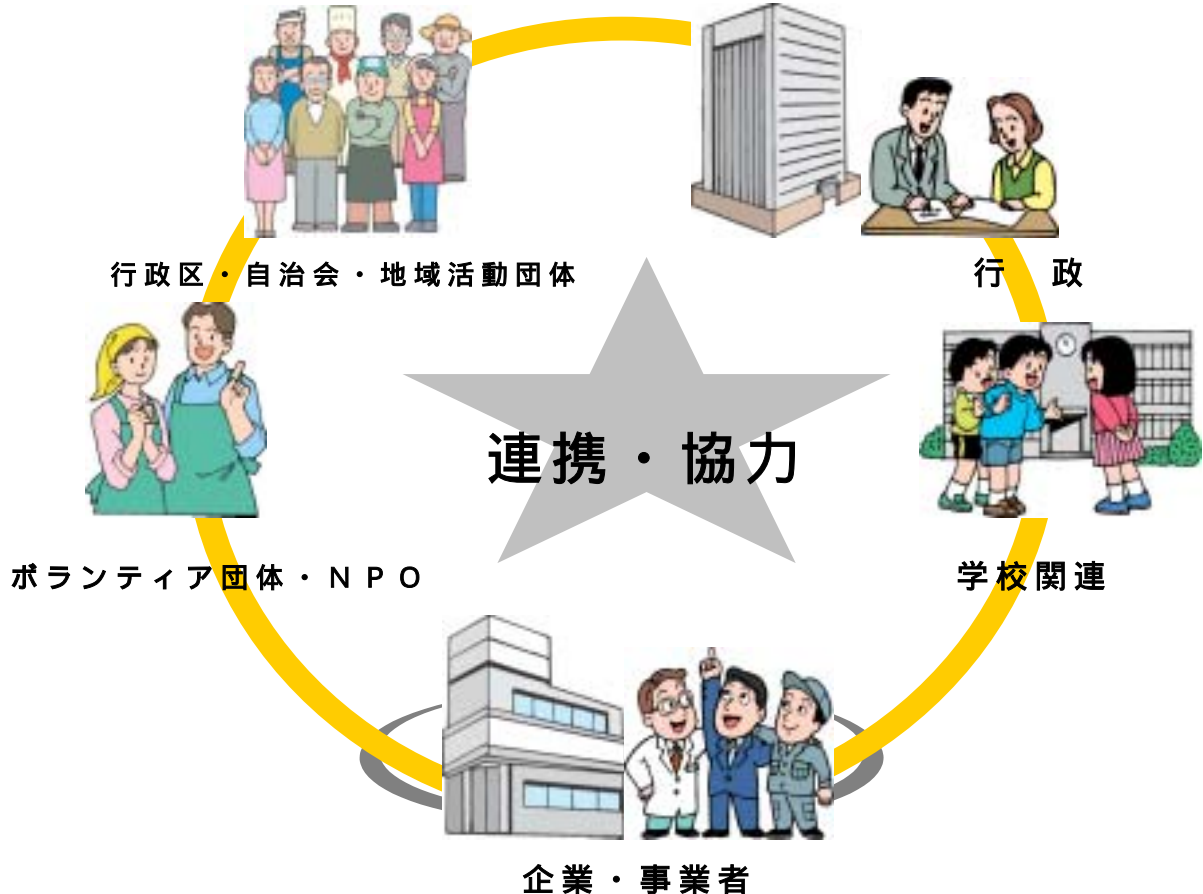
ぬくもり・しらおか（健やかな福祉のまち） うるおい・しらおか（美しい快適なまち）
のびやか・しらおか（学び楽しむまち） ひろがり・しらおか（基盤が整ったまち）
にぎわい・しらおか（活力ある産業のまち） ふれあい・しらおか（みんなで創るまち）

町民との協働によるまちづくり

『質の高い公共サービスの実現』

『住民満足度の向上』

『住民自治の醸成』



4 「市民」とは

単に「市」という地域内に住む住民という意味ではなく、権利・義務を伴った社会的な存在である個人を意味しています。

また、「市民」は自然人だけではなく、法人や任意団体なども含まれるものと解されます。

特定非営利活動促進法の第1条でも、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動」といった表現がされています。

5 「市民活動」とは

「市民活動」とは、前述した「市民」の自主的・主体的な意思に基づく社会参画活動で、不特定かつ多数の者の利益増進に寄与することを目的とする非営利で公益的な活動と定義します。

6 「公共サービス」とは

個人レベルでは解決できないことや非効率になることを社会全体で補い、提供するサービスのことをいいます。このうち行政が実施主体となって行うものを行政サービスといいます。

従来は、行政が中心となって行うサービスだけが公共サービスといわれていましたが、介護や子育てなど以前は家庭内で行われていた私的活動においても、人々の価値観や社会・産業構造の変化などに伴い、公共サービスとして認識されることが増えてきており、その範囲は近年、急激に広がっています。

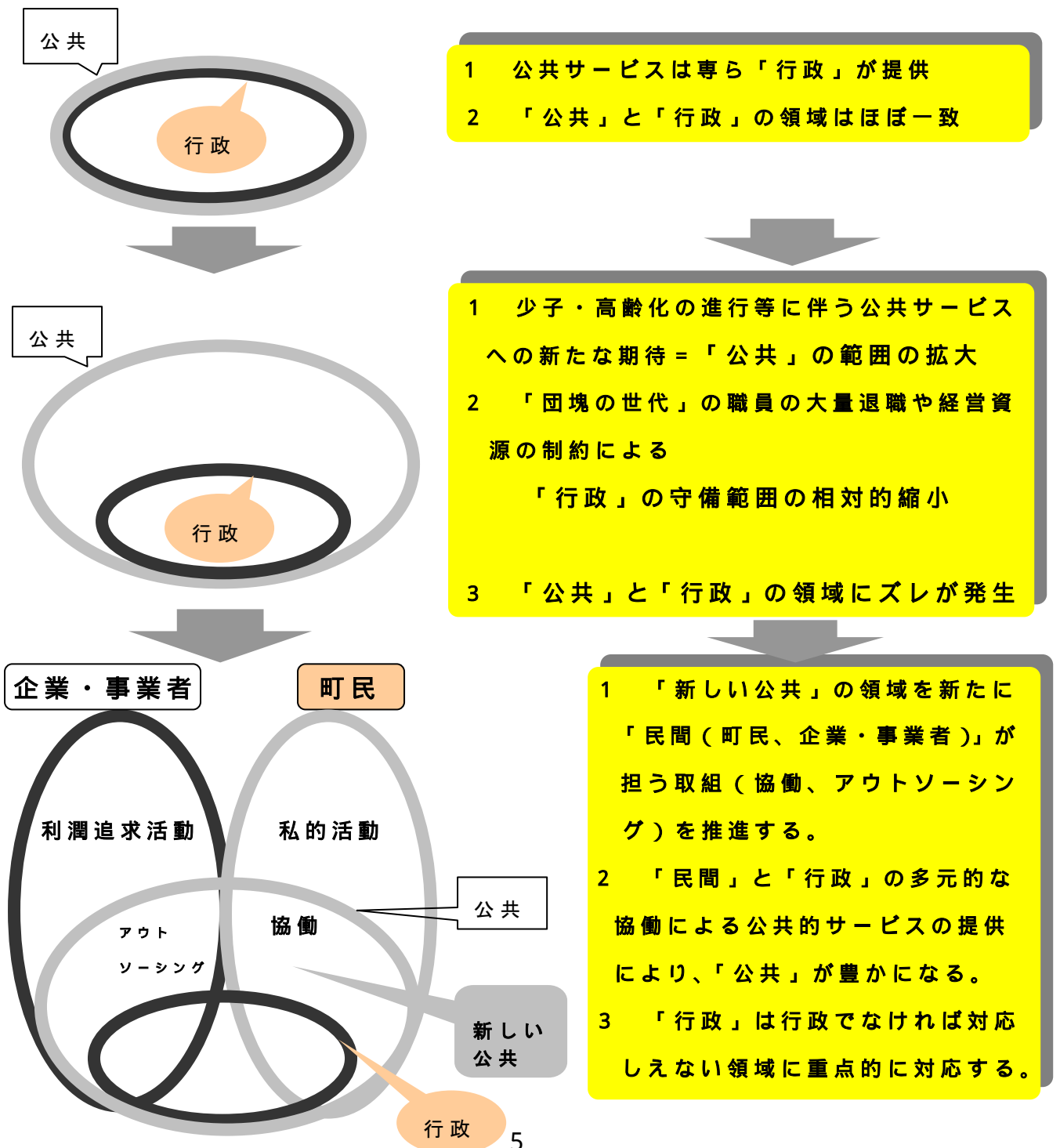
7 「協働のパートナー」とは

地域社会は、そこに暮らす住民と企業・事業所、学校、公共機関等に通勤・通学する人々で成り立っています。町では、「市民」としての個人、ボランティア団体やNPO、行政区・自治会等の地域活動団体、企業・事業者など、地域で活動する幅広い対象を「協働のパートナー」と定義します。

8 「新しい公共」とは

公共の概念を、行政サービスの範囲に限定せず、町民の自発的な活動により提供されるサービスや町民と行政との協働により提供されるサービスを含めて、広い範囲でとらえようとする考え方のことをいいます。

「新しい公共」のイメージ



住民協働の必要性と目的

1 今、なぜ住民協働なのか。その社会的背景

当町を取り巻く社会環境の変化（町民ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展、町民のまちづくりに対する関心の高まり、町の厳しい財政状況等）に対して的確に対応するためには、行政の活動だけではなく“町民との協働によるまちづくり”が求められています。

(1) 町民ニーズの多様化・高度化

町民のニーズは、社会経済情勢の急速な変化や成熟社会の進展などによる生活様式や価値観の多様化に伴い、複雑化・高度化しています。

新たな地域課題・町民ニーズに対して、きめ細かなサービスの提供が求められています。

(2) 地方分権の進展

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方分権が進み、自らの考えと責任に基づく、地域に根ざしたまちづくりが求められています。

地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを進めるためには町民の参加が不可欠です。

(3) 町民のまちづくりに対する関心の高まり

全国的な傾向として、自らの生活の質を向上させるために、自主的に防犯や防災、福祉や環境などの地域の課題に取り組む市民主体の活動が活発化しており、新たな公共サービスの提供が現れ始めています。

当町においても町民主体の多様な団体が多くの分野でボランティア活動などを展開しており、町民の地域社会への関わりや社会貢献意識が高まりつつあります。

(4) 厳しい財政環境

町の財政状況は、長引く景気低迷の影響(最近の景気動向は好転しつつありますが)などによる税収の伸び悩みや国と地方をめぐる財政構造の転換により、地方交付税や補助金が削減され、非常に厳しい状況にあります。

限られた予算の中で質が高く、きめ細かな公共サービスを提供していくためには、コスト意識や住民満足度を重視した新たな行財政運営が求められています。

2 住民協働が目指すものは何か。

“町民との協働によるまちづくり”は、平成17年12月に策定された「白岡町改革推進プログラム」において、今後の行政運営方針として掲げられました。

当町では、これまでも、事務・事業の執行や各種計画づくりに住民参加を図るなど、町民や各種団体などと連携・協力してまちづくりを進めてきました。

また、地域コミュニティを支える行政区や自治会のほか、様々な分野の市民活動団体等が、それぞれの考えと責任に基づく自主的な活動を通して、まちづくりに貢献してきました。

今後は、こうした町民の自主的な活動の促進とこれまで以上に町民の知恵や技術、経験などをまちづくりに生かすとともに、町民とのパートナーシップを確立しながら町民と共にまちづくりを進める協働型の行政運営を推進します。

(1) 住民協働の目的1

町民と行政とが地域課題の解決に向けて、相互に連携・協力することを通して

『質の高い公共サービスの実現』

(2) 住民協働の目的2

町民が公共の担い手として、主体的にまちづくりに携わることにより

『住民満足度の向上』

(3) 住民協働の目的3

町民が様々な分野で、自らの判断と責任に基づく自主的な活動を行うことにより

『住民自治の醸成』

3 住民協働の効果

町民と行政とが地域課題の解決に向けて、相互に連携・協力することを通して、「質の高い公共サービスが実現する」とともに、町民が公共の担い手として主体的にまちづくりに携わることにより、「町民自身の満足度が高まる」など、次に掲げるような効果が期待できます。

(1) 町民自らが自分たちのまちをつくるという、町民主体のまちづくり

まちづくりの主体としての町民や町民で構成される活動団体（以下「**市民活動団体等**」といいます。）が育ち活躍することで、町民自身の自治意識が高まり、地域の課題解決に主体的に取り組もうとする地域社会の形成が期待されます。

(2) 質の高い公共サービスの提供

市民活動団体等には、行政だけでは限界のある課題に、より効果的に対応できる場合があります。市民活動団体等には、機動性、柔軟性などの特性があり、行政と協働することでより質の高い公共サービスを提供することができます。

(3) 多様化するニーズへの対応

市民活動団体等の旧来の枠組みにとらわれない自由な発想とこれまでに行政が蓄積してきたものが組み合わせられることにより、新たなニーズに対応することができます。

(4) 公共サービスの担い手の多様化

これまでのように地域の課題や町民ニーズに、行政だけですべて対応していくことは困難になってきています。地域社会、市場（民間企業等）も含めて広く社会全体で対応していくことが期待されています。

住民協働推進に当たっての基本的視点

地域で様々な市民活動が展開されることは、町民の参加と貢献によって地域社会の様々な課題を主体的に解決していくことから、それぞれの地域の活力を自立的に高め、町民主体の地域づくりと真の豊かさを創出していきます。

また、公共的・社会的なサービスの領域においては、市民活動団体等と行政とが対等なパートナーシップを結び、連携・協力していくことにより互いの特性を生かした効果的なサービスを提供することが可能となります。

このため、住民協働を推進するに当たっては、様々な市民活動全般の活性化を図るとともに、市民活動団体等との連携・協力を推進するといった観点から、次に掲げる3つの基本的視点に基づいてその施策の推進を図ります。

1 自主性、自発性を尊重しながら側面から支援

市民活動については、町民が行う自由な社会貢献活動として取り組まれていることから、支援に当たっては市民活動団体等の主体性を十分に認識し、その活動の自主性、自発性を最大限に尊重することが重要です。

特に、行政サイドから過度な介入や干渉を行ったり、行政の補完的なものと位置付けたりすることがないように十分に留意することが必要です。

また、自由な市民活動の自立性を尊重して、市民活動が活発に展開するような環境を整備するといった観点からは、側面的、間接的な支援を中心に行うことが重要です。

2 パートナーシップの構築

市民活動は、様々な社会的課題を解決していく社会的使命や価値観に基づき取り組まれる社会貢献活動であり、本質的に非営利で公共的・社会的な利益

を目的としています。

このため、今後、市民活動が活性化し、公共的・社会的なサービスの供給主体として成長していくことに伴い、行政と共通の目的を有する活動領域においては、市民活動団体等と行政とがどのような関係を築いていくかが大きな課題となります。

社会的課題や町民ニーズが多様化・複雑化する中で、これらの課題やニーズに効果的かつ的確に対応していくためには、市民活動団体等と行政とは共通の目的を有する領域において、互いの特性を生かせるような適切なパートナーシップを構築し、積極的に連携・協力を進めていく必要があります。

また、市民活動団体等の社会的使命や組織としての成熟度、その活動分野などによって、パートナーシップの在り方は一様ではなく、多様な形で構築されることにも十分に留意する必要があります。

(1) 意識改革

市民活動団体等と行政とがパートナーシップを構築していく大前提として、互いの理解を深めていくことが求められます。

本質的に公共的・社会的な利益を目的とする市民活動であっても、そのベースとなる社会的使命や価値観はそれぞれの市民活動団体等で異なり、多様な社会的使命や価値観に基づいて活動が行われていることを十分に理解する必要があります。

行政側の画一的で一元的な価値観から判断するのではなく、複数の価値観の存在を多元的に理解することが基本的に重要です。

また、個別性、多様性、即応性、創造性、先駆性といった市民活動の特徴や行政の各分野の枠にとらわれない活動の広がり、組織形態の多様性なども理解しておく必要があります。

さらに、市民活動団体等を行政の補完や下請けと位置付けたりしないこと、行政と一定の距離を置く市民活動団体等や行政に批判的な立場をとる市民活動団体等もそれぞれの活動が行政の価値基準や判断基準を見直す契機になるなどの重要な役割を果たしていることにも十分に留意することが必要です。

こうした基本的な理解の上で、それぞれのパートナーシップを構築する目

的を明確にし、その目的意識を共有することが、パートナーシップを維持していくに当たって重要になります。

(2) 相互の特性の理解と役割分担の明確化

一般的に行政サービスは、公平・平等の観点から画一的・均一的で継続性・安定性のあるサービスとなる特性がある一方、市民活動団体等が提供するサービスは、より個別的にきめ細かく、かつ、迅速に対応し、多様なサービスとなるところに特性があります。

こうした相互の特性を十分に理解し、互いの特性を生かせるような役割分担を明確にした上で、共通する目的の実現に向けて、情報を共有しながら、対等なパートナーとして連携・協力を進めていくことが必要です。

その際、市民活動団体等と行政との役割分担を考えるに当たっては、次の二つの考え方が参考となります。

第一の考え方は、町民の参加と貢献をベースとした市民活動の自立性を尊重し、そうした活動では解決しえない課題、あるいは行政で対応する方が適切だと社会的な合意が得られた課題に対しては行政が責任を持って重点的に対応していくということです。

また、第二の考え方は、これまで行政が対応してきた領域であっても、行政の役割を明確にした上で、可能な限り市民活動の参入を促進し、その活動領域を拡大していくということです。

そして、公共的・社会的なサービスの領域で、多様な社会的使命や価値観を持った市民活動団体等と適切なパートナーシップを構築していくためには、まず、その目的について市民活動が担う多様な公共性・社会性を理解することが必要となります。

なお、具体的なパートナーシップを構築する中での役割分担については、こうした考え方を一つの参考として、市民活動団体等と行政との間で相互に確認することが必要です。

(3) 行政システムの在り方の見直し

市民活動団体等との対等なパートナーシップを構築していくに当たっては、行政と市民活動団体等の双方からの情報提供が十分に行われる必要があ

ります。

このため、行政においては、要求に応じた情報の提供から、市民活動団体等との情報の共有化に向けた積極的な情報公開を推進していくことが重要な課題となります。

また、こうした情報の共有化をベースとして、事業の実施段階だけでなく企画の段階でも市民活動団体等の参画を推進していくなど、事業の進め方の見直しも必要です。

さらに、市民活動の参入を促進していくという観点から、行政が実施している個々の事業を見直すほか、市民活動団体等と行政とが協働する事業を創出していくことなども具体的な課題となります。

3 住民自治に支えられた地域社会づくり

市民活動が地域の中で根付き、成熟していくためには、その活動の意義や役割について広く町民の間に理解と関心が深まっていく必要があります。

また、広く町民の間に地域の課題に主体的に取り組んでいこうとする意識が高まっていくためには、市民活動の促進が重要な要素であることを理解する必要があります。

市民活動の促進に当たっては、こうした活動が町民の理解と関心を得て活発化していくことが、住民自治に支えられた地域社会づくりに結び付いていくということを理解しておくことが重要です。

住民協働の進め方

1 住民協働の領域

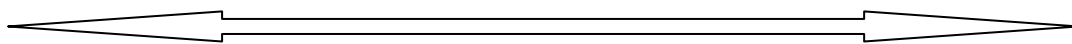
町民と行政とのかかわり方は、下の表のように町民の考えと責任で独自に行うものから、行政の決定と責任で行うものまで、6つの領域が考えられます。

このうち、町民と行政との協働で進める領域は、～の4つを基本と考えます。


取組領域	具体例	行政の関与形態
①専ら民間の自己責任の活動領域	宗教・特定の価値観の普及等	不介入
②主に民間の自主的活動領域	問題発見、提案、新規サービス開発等	補助／融資等の支援
③民間・行政混在領域	各種公共サービスの実施等	実施／委託／補助／競合
④公共財産・公共サービスの提供領域	道路・河川管理、(郵便)等	実施／委託／補助／競合
⑤基本的人権の保障領域	福祉、義務教育、安全保障等	実施／委託／補助／競合
⑥行政権の行使・活動領域	許認可、課税、刑の執行・身柄拘束等	独占実施

〈民間の領域〉

〈行政の領域〉



①専ら民間の自己責任の活動領域	②主に民間の自主的活動領域	③民間・行政混在領域	④公共財産・公共サービスの提供領域	⑤基本的人権の保障領域	⑥行政権の行使・活動領域
-----------------	---------------	------------	-------------------	-------------	--------------

 …行政のかかわり度合い

2 住民協働事業に結び付く市民活動分野

町民と行政との協働事業に結び付く市民活動の分野は、次に掲げるとおりです。これは「特定非営利活動促進法」のいわゆるNPO法人の活動分野と同様です。

なお、活動分野ごとの事業の例示を巻末資料1に掲載しましたので、参照してください。

- ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- イ 社会教育の推進を図る活動
- ウ まちづくりの推進を図る活動
- エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子供の健全育成を図る活動
- シ 情報化社会の発展を図る活動
- ス 科学技術の振興を図る活動
- セ 経済活動の活性化を図る活動
- ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- タ 消費者の保護を図る活動
- チ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

3 住民協働の進め方

(1) 情報の共有、ニーズの把握、意見交換

市民活動団体等と行政とが互いの実施事業や保有情報等を共有するとともに、ニーズの把握に努め、協働事業の可能性について意見交換を行います。

(2) 共通課題の発見・確認、解決方法の検討

情報の共有、ニーズの把握、意見交換を行って、新たな課題が発見された場合は、公共サービスの提供の必要性について検討します。

また、既存事業についても見直しを行い、よりきめ細かく効率的な公共サービスの在り方等について検討します。

(3) 協働事業の合意

市民活動団体等と行政とが連携・協力することにより、公共サービスの質や量をさらに充実させることができる場合は、協働事業の実施を決定します。一般的には、次のような場合に協働事業の実施が有効です。

ア 協働の決定

(ア) 専門性が求められる事業

行政の能力に加え、市民活動団体等が持つ専門的知識、人材のネットワークが活用できます。

(イ) 先駆的な事業

市民活動団体等が持つ先駆的・先進的な取組は、地域課題の解決に役立ちます。

(ウ) 地域実情に合わせるが必要な事業

地域の実情を把握し、地域課題の解決を図るには地域に根ざした市民活動団体等の活動が有効に機能します。

(エ) 柔軟な対応が必要な事業

サービス対象者の個別ニーズに応じた柔軟な対応が可能となります。

(オ) 多くの町民が参加することが必要な事業

行政からの呼び掛けに加え、市民活動団体等が持つ広範な人材のネットワークが活用できます。

(カ) 町民の主体的な活動を活性化させる事業

市民活動団体等が積極的に事業を実施することにより、高い当事者意識が発揮され、町民の主体的な活動の活性化が期待できます。

(キ) 費用対効果上有効な事業

市民活動団体等と行政のどちらか一方が単独で実施するよりも、協働で行った方が効率性・効果性が高い事業を実施します。

イ 協働の形態の決定

協働には様々な形態がありますが、事業の目的や内容などにより効果的な形態を選択します。

ウ 相手方の決定

市民活動団体等と行政とが協働で事業を実施する場合、次に掲げる項目に留意した上で、協働の相手方を公平・公正に決定することが重要となります。

(ア) 事業目的の共有

市民活動団体等と行政とは、協働事業の目的を共有できるかを見極める必要があり、その事業目的を達成するためには相互に協力する意思を持つことが重要です。

(イ) 事業遂行能力の確認

市民活動団体等は、規模や組織力、運営状況、活動内容、実績などが様々です。市民活動団体等の専門性、事務処理能力、人員体制、財政状況等から事業の遂行能力を判断することが必要です。

(ウ) 活動内容の把握

特定非営利活動促進法に基づく閲覧制度と合わせて、市民活動団体等からの情報提供により活動目的の的確性等を判断する必要があります。

エ 公平性の確保と情報公開

市民活動団体等と行政とが対等な協働関係を築いていくには、依存関係や既得権化を避け、公平性を確保する必要があります、

また、協働事業の決定に至った経過や協働事業の内容を公開するなど情報公開に努め、協働相手の決定がより開かれたものになるようにすることが重要です。

(4) 協働事業の実施

協働事業の実施に際しては前述のように目的の共有が重要です。その上で、市民活動団体等と行政との役割を明確にし、相互の協力体制を構築することが重要です。

(5) 協働事業の評価

協働事業についてその効果性・効率性を市民活動団体等と行政とが互いに事業評価を行い、今後の協働事業に役立てていく必要があります。

また、評価の結果を公開し、町民の声を反映していくことが重要です。

(評価項目)

ア 協働事業の評価

設定目標の妥当性、事業の達成度、手法の妥当性

イ 協働形態の評価

協働形態の妥当性

ウ 市民活動団体等の特性の発揮度

エ 協働相手の評価

相手の選定過程、選定相手の妥当性

オ 協働体制の評価

対等な協働関係の構築など、協働事業の実施過程での成功度、問題点など

(6) フィードバック

評価の結果は、町民の満足度を指標としたものです。市民活動団体等と行政の双方が評価の結果を真摯に受け止め、今後の計画に反映させていくことが大切です。

ア 協働事業の継続の適否

イ 協働事業の内容の見直し

ウ 協働の相手方を見直し

4 行政マネジメントサイクルの各段階における住民協働の在り方

(1) 課題の発見段階における住民協働（See: 課題やニーズの発見段階）

地域と行政に内在する課題を発見するために、町民参加の会議や懇談会などを通して、課題の発見を行い、整理していく必要があります。

(2) 政策の形成段階における住民協働（Plan: 計画段階）

課題解決のために、どのようなサービスを行うかという政策の決定に当たり、町民が実質的に参画できる機会を保障するための仕組みを整備・充実する必要があります。

(3) 施策の実施段階における住民協働（Do: 実施段階）

施策の実施段階における協働は、単なる行政から市民活動団体等へ業務を委託するということではなく、町民との協働の意義を意識しながら推進していく必要があります。

(4) 施策の評価・見直し段階における住民協働（Check: 評価段階）

行政サービスの目的に照らし、限られた財源で最大の効果を上げるためには、絶えず施策の見直しが必要であり、そのために施策を適切に検証し、改善点を発見し、次年度以降に反映していくための仕組みづくりが必要です。

また、施策の実施結果を町民に公開し、それに対する町民からの意見を募り、見直しを図っていく必要があります。

See（発見） - Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価）



5 住民協働の形態

住民協働を進めるに当たり、事業目的を達成するために最も効果的な協働の形態を選ぶことが必要になります。

(1) 情報の共有

市民活動団体等と行政とがそれぞれ所有する情報を共有することが重要です。

次に掲げる(2)から(7)までの前提になるもので、その意味で協働はここから始まるといってもよいものです。

(2) 企画段階からの参画、政策提案

市民活動団体等と行政とが事業を実施するに当たって、企画立案段階から目的や情報を共有し、意見や提言を取り入れる方法です。

それぞれの特性やノウハウを生かし、ニーズにあった事業を推進することができます。

(3) 共催

市民活動団体等と行政とが共に事業主体となり、互いの得意分野を生かした役割分担をしながら事業を実施します。

双方が実施主体となることから役割分担に応じた責任を負います。

(4) 後援

市民活動団体等が公共性の高い事業を実施する際、社会的な認識や信用が高まることを期待し、行政が後援という形式で名前を連ねる形式です。

市民活動団体等は自らに実施責任がありますので、責任を持って事業を遂行しなければなりません。

(5) 実行委員会

イベントやプロジェクトを実施する際に、市民活動団体等や行政など、そ

の事業実施の責任を担う人々が集まり組織されるもので、成果もまた構成するそれぞれの主体が共有することになります。

(6) 補助金

市民活動団体等が自主的に実施する事業で公共性が高く、補助をすることで事業がさらに充実し、成果の広がり期待できる場合などに実施します。事業の実施主体は団体であり、実施責任や成果の帰属は団体になります。

実施する際には、市民活動団体等が補助金だけに依存し、自立性を失うことがないように立上げ期間のみに限定した補助や段階的に補助額を減額していくなどの工夫が必要になります。

(7) 委託

行政が実施すべき分野の事業を行政にはない優れた特性を持つ市民活動団体等と契約を締結して、事業を委ねる協働の形態です。

契約を結ぶことで市民活動団体等には契約書や仕様書に定められた内容を履行する義務が生じます。

しかし、実施主体はあくまで行政であり、事業についての最終的な責任と成果は行政に帰属します。

6 住民協働の基本原則

より効率的で効果的な公共サービスを提供するためには、市民活動団体等と行政とが互いの特性を理解しあい、良好な協働関係を築くことが大切です。そのため、住民協働を進める際には次に掲げるような原則を踏まえることが重要です。

(1) 目的及び課題の共有

市民活動団体等と行政とは、何のために協働するのかという目的と解決すべき課題を共有し、合意形成を行う必要があります。

(2) 相互理解と相乗効果

市民活動団体等と行政とが互いの特性を十分認識・尊重しながら協働を進める中で、信頼関係を築き上げ、両者が単独で事業を進める以上の効果(相乗効果)を生み出すよう努めることが必要です。

(3) 対等性

市民活動団体等と行政とが協働して課題を解決する際、特に市民活動団体等がその特性を発揮するためには、双方が対等な関係を意識しあい、連携することが必要です。

(4) 自主性の尊重と自立化の促進

自治意識の向上を促すために市民活動団体等の自主性・主体性を尊重することが重要です。

また、市民活動団体等がその特性を発揮しながら、自立化できる方向で協働を進め、依存や癒着関係に陥らないようにすることが重要です。

(5) 公開・機会平等

特定の市民活動団体等と行政とが協働関係を結ぶ際は、外部からの透明性を確保するために、協働相手の選出過程、基準などの基本的事項が

情報公開されている必要があります。

また、協働を希望する市民活動団体等には平等に協働の機会が開かれている必要があります。

(6) 補完性

従来、行政が行ってきたサービスでも市民活動団体等が行政に代わって担うことのできるサービスは積極的に委ねていくことが重要です。

(7) 期限の明確化

市民活動団体等と行政とが協働する場合、目的が達成又は事業が終了したときは協働関係を解消することを明確に決めておくことが重要であり、協働関係の既得権化などを防ぐことが必要です。

(8) 個人情報の保護

市民活動団体等と行政とが協働関係を結ぶ際は、市民活動団体等が業務遂行上知り得た個人情報等の秘密を守る旨、業務委託契約書や協定書等の条項に盛り込むことが必要です。

住民協働を進めるための役割

自らまちづくりの主体として協働事業に参加し、「町民との協働によるまちづくり」を推進するためには、それぞれの主体が次のような役割を担うことが大切です。

1 町民（個人）の役割

(1) 市民活動・社会貢献活動への参加

自分の持つ知識や能力を市民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かすことが大切です。

(2) 地域活動への参加

地域住民一人一人が地域に関心を持ち、自分の住む地域の活動（行政区・自治会活動等）に積極的に参加することが大切です。

(3) 情報の収集

まちづくりに関する各種イベントや行政が開催する説明会など、様々な「場」に積極的に参加し、まちの情報を収集することが大切です。

2 行政区・自治会等の地域コミュニティの役割

(1) 地域の中での組織づくり

町民の一番身近な生活の場として、行政区・自治会は、防災、防犯、福祉、環境など、日常のあらゆる分野において重要な役割を担っているため、さらなる組織の強化が大切です。

(2) 住民同士の交流

少子高齢化や都市化の進展等の要因から、地域の行事が次第に失われつつあります。地域住民が参加しやすい催しを開催するなど、住民同士

の交流機会を提供することが大切です。

(3) 地域の課題解決

多様化、複雑化するニーズや地域の課題に対して行政だけで対応することが難しくなっています。地域の課題について自ら考え、行動し、解決していくことが大切です。

3 ボランティア団体やNPOの役割

(1) 専門的知識や情報の活用

自らが持っている専門的知識や情報、経験を様々な機会に活用することが大切です。

(2) 活動の場の提供

自らの活動状況等を積極的に発信しながら、町民に活動の場を広く提供することが大切です。

(3) 活動の強化・拡大

いろいろな催しに参加し、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化・拡大していくことが大切です。

4 企業・事業者の役割

(1) まちづくりへの参画

企業・事業者も地域の一員として、積極的にまちづくりに参画していくことが大切です。

(2) 社会貢献活動のための環境づくり

ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動をしやすい環境整備を図ることが求められます。

(3) 地域活動・市民活動との連携・支援

行政区、自治会等の地域活動や市民活動と連携を図りながら、様々な活動を展開するとともに、地域活動や市民活動に対して人的支援や情報、技術等を提供し、活動を支援することも大切です。

5 行政の役割

(1) 情報の提供・共有

地域活動や市民活動の状況を的確に把握し、町の協働事業の計画や進捗状況とともに情報提供するなど、市民活動団体等と行政とが情報を共有できるよう努めます。

(2) 人材の育成

各種研修会の開催など学習の場を提供し、町民や町職員に必要な知識の習得を促し、協働の担い手を育成するよう努めます。

(3) 町職員の協働意識の醸成

「町民との協働によるまちづくり」を推進するためには、職員一人一人が住民協働の重要性を理解し、協働意識を高めます。

(4) 普及啓発

町民に対して住民協働に対する理解と実践することの重要性を普及するため、あらゆる機会をとらえた啓発活動を行います。

住民協働の現状と課題

1 当町における住民協働の現状

当町では、これまでも、事務・事業の執行や各種計画づくりに住民参加を図り、町民や各種団体などと連携・協力してまちづくりを進めてきました。

また、地域コミュニティを支える行政区や自治会のほか、様々な分野の市民活動団体等が、それぞれの考えと責任に基づく自主的な活動を通してまちづくりに貢献してきました。

(1) 事務・事業の執行や各種計画づくりに係る附属機関等の設置状況

43機関

(2) パブリックコメント(各種計画等に対する意見公募)の実施状況

7件

- ア 白岡町次世代育成支援行動計画
- イ 白岡町改革推進プログラム
- ウ 国民保護に関する白岡町計画
- エ 白岡町自転車放置防止条例の一部改正案
- オ 第4次白岡町総合振興計画後期基本計画
- カ 白岡町洪水ハザードマップ
- キ 白岡町住民協働推進指針

(3) 土地利用計画における町民意見の把握・反映

篠津北東部地区の地域づくりに係るワークショップ*方式(工房、作業場の意味:住民参加型の作業・検討組織)による町民意見の把握

(4) 当町におけるNPO法人等の設立状況 7団体

- ア 特定非営利活動法人「あゆみ」

- 障害者、高齢者等の自立支援活動を展開
- イ 特定非営利活動法人「SHIRAOKA K'sフットボールクラブ」
中学生に対するサッカーを通じた青少年健全育成活動を展開
- ウ 特定非営利活動法人「みのり」
障害者に対する支援活動を展開
- エ 特定非営利活動法人「ワンダフル・キッズ・プロジェクト」
インターネット上での「育児記録」に関する情報提供を通じた児童の健全育成活動を展開
- オ 特定非営利活動法人「白岡町地域支援いちょうの木」
高齢者、障害者、児童及びその家族に対する介護と保育の支援活動を展開
- カ 特定非営利活動法人「白岡彩野ベースボールクラブ」
中学生に対する野球技術の向上、心身の健全な発育を図り、地域のスポーツ振興活動を展開
- キ 白岡国際交流会
外国人との交流を通じた国際交流活動を展開

(5) 当町におけるボランティア団体の設立状況

- ア 白岡町社会福祉協議会の把握団体
- (ア) 白岡町くらしの会
 - (イ) 白岡町手をつなぐ親の会
 - (ウ) 白岡町老人クラブ連合会
 - (エ) 白岡町母子愛育会
- イ 白岡町ボランティア連絡会への加盟登録団体数
22団体

(6) 社会教育関係団体の登録団体数

87団体

(7) 生涯学習人材バンクの登録者数・登録団体数

登録者数102人、登録団体数56団体

2 住民協働を推進する上での課題

当町を取り巻く様々な現状から、住民協働を推進する上での課題を次に掲げる3つの項目にまとめます（一般的に言われている課題を含みます。）。

(1) 情報の共有化

- ア 行政情報は一般的に分かりにくい。
- イ 情報の公開と説明責任が十分に果たされていない。
- ウ 町民の声がまちづくりに十分に活かされていない。

(2) 環境の整備

- ア 相互交流や情報交換できる環境が十分でない。
- イ 参加や参画、協働を促す工夫や機会が足りない。
- ウ 計画、立案段階での協働の取組が十分でない。
- エ ボランティア活動などについての相談や指導・助言が十分でない。
- オ ボランティアやNPOなど、町民の活動状況などの情報を集約し、提供する仕組みが十分でない。

(3) 人材の育成

- ア 協働の担い手となる人材の育成が十分でない。
- イ 意欲や能力のある人材が十分活用されていない。
- ウ 町民の活動に対して、指導・助言できる人材が不足している。
- エ 住民自治や協働の意識が醸成されていない。
- オ 町民と行政との役割分担に基づいた連携・協力の意識が十分でない。

住民協働推進に関する施策展開の方向

住民協働の推進に当たっては、第 3 章に掲げた 3 つの「基本的視点」に基づくとともに、特に市民活動団体等との対等なパートナーシップを構築し、積極的な連携・協力を進めていくことに留意し、また、市民活動団体等の組織としての成熟度などを十分に踏まえ、次に掲げる 3 つの施策展開の方向に沿って、施策の効果的かつ重点的な推進を図ります。

1 住民協働を推進する上での基本的な考え方

住民協働を推進するために、住民自治の本来の在り方を踏まえ、町民と行政とが互いに尊重すべき事柄などを「住民協働推進指針」として定め、協働を幅広い分野に広める施策を展開するとともに、協働の実効性を高める取組を進めます。

(1) 住民協働の基本理念を定めます。

「住民協働推進指針」の策定

(パートナーシップの確立、相互理解と共通認識、自主性・主体性の尊重)

(2) 住民協働の趣旨・施策を広めます。

ア 情報の共有化

イ 環境の整備

ウ 人材の育成

エ 機会の拡大

(3) 住民協働の実効性を高めます。

ア 啓発活動

イ 体制づくり

ウ 指針の見直し

エ 条例の制定検討

2 住民協働の基本理念を定めます。【定める】

住民協働を推進する上での基本的考え方（基本方針）、住民協働の進め方（手順、方策、ルール等）などを定めた「住民協働推進指針」を庁内協議及び町民の意見（「住民協働町民推進会議」、パブリックコメント等）を踏まえて策定します。

(1) パートナーシップの確立

町民と行政とは、より良い公共サービスを実現するという共通の目的を達成するためのパートナーです。

町民と行政とがそれぞれの役割を担い、相互に補完しながら住民協働を進めます。

(2) 相互理解と共通認識

町民と行政とが相互の特性を理解しあい、協働によるまちづくりの趣旨について共通認識を深めます。

その上で、町民は知恵や技術、経験などを生かして、まちづくりの企画・立案、事業の実施、評価の各段階に進んで参加し、行政は豊富な情報を積極的に提供し、町民と共にまちづくりを進めます。

(3) 自主性・主体性の尊重

町民は、これまでも自らの意思と責任に基づく様々な活動を展開し、まちづくりに貢献してきました。

行政は、こうした町民の自主性・主体性を尊重し、これからも相互に協力しながら住民協働を進めます。

3 住民協働の趣旨・施策を広めます。【広める】

住民協働の基本理念を踏まえて、次に掲げる方策により、住民協働の趣旨・施策を広めます。

(1) 情報の共有化

町の事務・事業の実施状況や施策の検討状況、事業の評価などを広報紙やホームページなどの様々な媒体を活用して、わかりやすい情報提供をさらに進めます。

このため、町の施策や各種計画づくりに町民の意見等を反映させるための仕組みとして、パブリックコメント制度を生かします。

また、開かれた町民主役のまちづくりを進めるために、公募等によるモニター制度の充実を図り、生活者の視点での地域からの声を幅広く町政に反映します。

(2) 環境の整備

ア 地域への職員等の派遣制度（「地域懇談会」及び「職員出前講座」）の活用

町民と行政とが互いに理解しあい、両者の距離を縮めることにより、身近な行政運営を進めるため、地域への職員等の派遣制度（「地域懇談会」及び「職員出前講座」）を生かします。

イ 地域活動への支援充実

地域の自主的な活動を促進するため、ボランティア団体等の育成、連携を図りながら地域活動への支援を充実します。

(ア) 「ボランティア・コーディネートシステム（仮称）」の検討・構築

ボランティア関連の情報提供や情報交換ができる場（町ホームページの活用等を含む。）を構築するとともに、町民の活動意欲や能力をボランティア活動等に生かすためのボランティア・コーディネートシステムを検討・構築します。

(イ) 「ボランティア活動促進指針（仮称）」の検討・策定

ボランティア活動の促進を図る指針を作成し、地域ボランティアリー

ダーの育成や潜在的にボランティア活動をしたいと考えている町民の掘り起こし策を検討します。

(ウ) 「地域活動事業費補助制度(仮称)」の確立

地域団体等が行う防犯、環境、交通安全、子育て支援、高齢者支援などの事業の実績に見合った事業費補助制度を確立し、地域活動への支援を充実させることにより、地域の自主的な活動の促進を図ります。

(3) 人材の育成

ボランティア活動の促進を図る指針を作成し、地域ボランティアリーダーの育成や潜在的にボランティア活動をしたいと考えている町民の掘り起こし策を検討します。

また、住民協働を推進する上で最も重要な項目の一つである町職員の住民協働に対する意識の醸成、知識の蓄積等を促すため、住民協働職員研修会を開催します。

(4) 機会の拡大

自主的活動や協働の取組への関心を高めるため、各種イベント、研修会、講座などを開催し、協働のきっかけづくりを進めます。

また、「職員出前講座」、「地域懇談会」及び「パブリックコメント」を活用し、町民に町の事務事業や町政情報を説明・提供するとともに、町民の町政に対する意見等を積極的に聴き、町民の幅広い参加や協働を促進します。

4 住民協働の実効性を高めます。【高める】

当町の住民協働の取組は始まったばかりであり、一朝一夕で進むものではありません。町民の自主性・主体性を尊重し、継続的に長期的な視点で住民協働の趣旨・施策を広めながら、住民協働の実効性を高めていきます。

(1) 啓発活動

まちづくりは、行政や特定の町民だけが担うものではなく、様々な町民との連携・協力が不可欠です。

住民協働に対する理解と実践する意識を高めるため、あらゆる機会を通して啓発に努めます。

(2) 体制づくり

ア 「住民協働町民推進会議」の運営

町民の視点で住民協働の在り方や町民が主体的に担うことが望ましい公共分野などを検討するとともに、町が行う住民協働施策に対して意見等を提言する「住民協働町民推進会議」を効果的に運営します。

イ 「住民協働庁内検討会議」の運営

町職員を構成員とし、行政活動における住民協働の在り方や方法などを検討し、住民協働施策の進行管理を行うとともに、住民協働に対する職員の知識向上や意識改革を促す「住民協働庁内検討会議」を効果的に運営します。

ウ 「Let's庁内プロジェクト」の運営

職員の意欲やアイデアなどを生かした住民協働施策を企画立案し、事業を継続的・発展的に実施するための「Let's庁内プロジェクト」を効果的に運営します。

(3) 指針の見直し

当町の住民協働の取組は始まったばかりであり、確固たる形が確立しているわけではありません。今後の進ちょく状況や先進事例等を参考に、時勢に合った適切な指針となるよう必要に応じた見直しを行います。

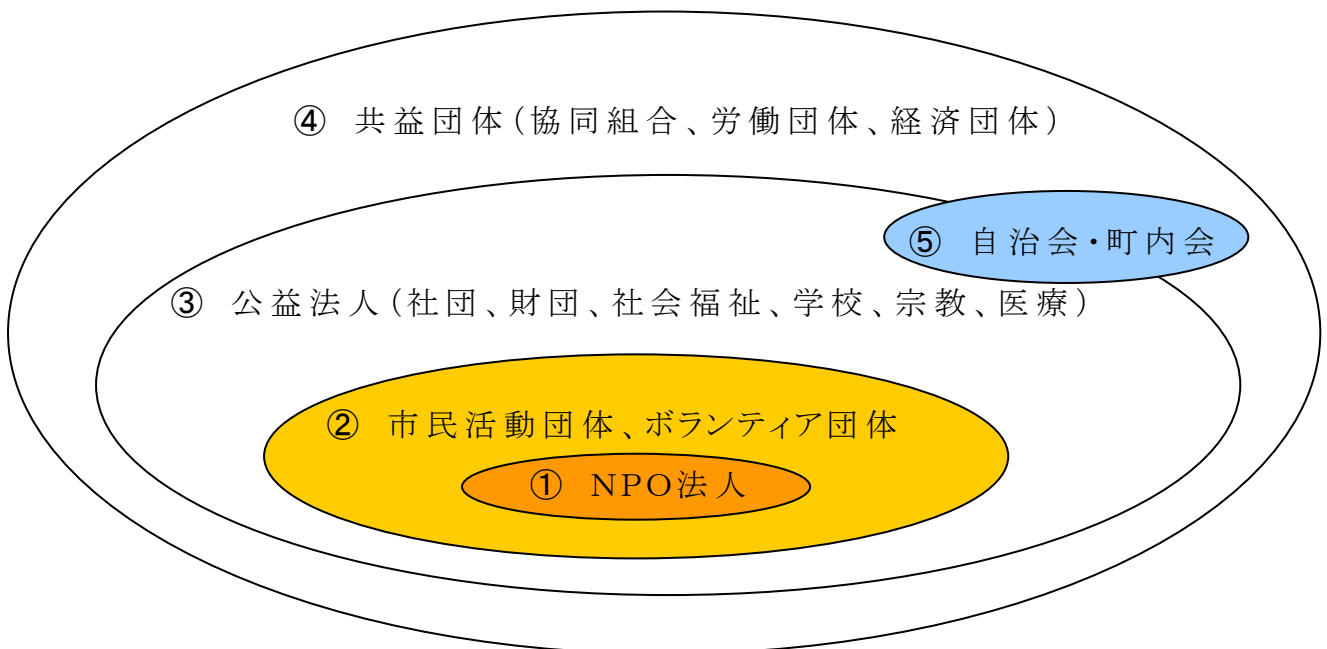
(4) 条例の制定検討

自治体運営の基本方針や町民の権利の保障などを規定した自治基本条例（仮称）について、協働施策の取組状況、協働意識の定着状況、気運の高まりなどを総合的に勘案し、時勢を見ながらその制定に向けた検討を行います。

住民協働を共に進めるパートナー

1 住民協働のパートナー

市民が自発的、主体的に行うボランティア活動を始めとした社会貢献活動は、地域社会あるいは地域を越えた様々な課題の解決に向けて、福祉や子どもの健全育成、まちづくり、社会教育、文化・芸術・スポーツ、環境保全、国際協力、人権・平和、男女共同参画社会の形成など、様々な分野で年々活発になっています。



① 狭義のNPO:NPO法人(特定非営利活動促進法の認証)

② 一般的なNPO:上記①+市民活動団体、ボランティア団体

③ 広義のNPO(アメリカにおけるNPOの範囲):上記②+公益法人(社団、財団、社会福祉、学校、宗教、医療)

④ 最広義のNPO:上記③+共益団体(協同組合、労働団体、経済団体)

⑤ 地縁組織である自治会・町内会

2 NPOとは

(1) NPOの定義

市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない（利益を構成員に分配しない）団体で、特定非営利活動法人（NPO法人）、市民活動団体やボランティア団体などの任意団体のことをいいます。

NPOとは、「Non-Profit Organization（非営利組織）」又は「Not-for-Profit Organization（利益を目的としない組織）」の頭文字を略した言葉で、一般に「民間非営利組織」と訳されています。

「非営利」という意味は、無償で活動を行うということではありません。企業では、利益が出ると株主等に分配が行われますが、NPOは利益（収入から経費を差し引いた利益）が出ても構成員（役員や会員など）に分配しないで、本来の社会貢献活動に充てていくという原則で成り立っています。

これが「非営利」の意味で、NPOが団体として利益を上げてはいけないということではありません。組織を維持し、活動を継続・拡大していくために、サービスの提供などによって利益を上げているNPOは少なくありません。

～ N P O の 6 つ の 要 件 ～

非営利組織がすべてNPOということではありません。一般にNPOは次に掲げる6つの要件を備えるものとされています。

公益性...公益(=不特定多数の利益)に寄与する組織であること。

形式性...会則、代表者などを持つ、公式な組織であること。

非政府性...制度的に政府から独立している民間の組織であること。

非営利性...利潤追求を目的としないこと。利益を配分しないこと。

自己統治性...自分たちの活動を自主的に管理できる能力を備えていること。

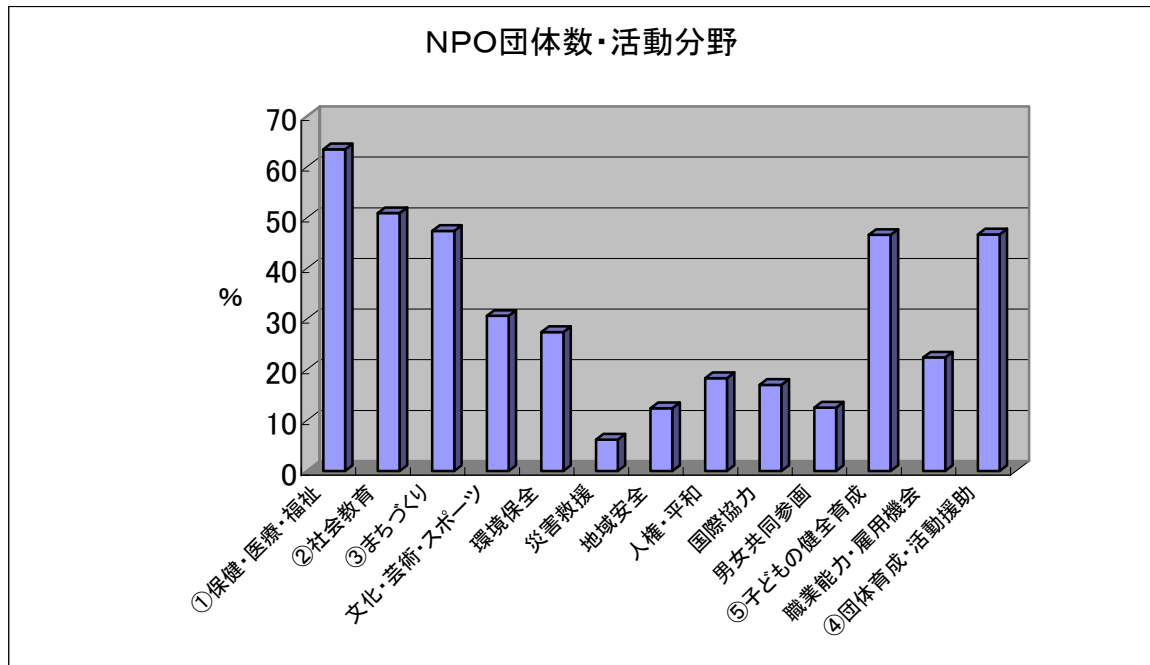
自発性...自発的な要素を持っていること。

広義のNPO(太枠内が一般的にいうNPO)

法 人	任 意 団 体
特定非営利活動法人(NPO法人)	市民活動団体、ボランティア団体
社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、宗教法人等	
認可地縁団体	自治会 町内会
協同組合、労働組合等	同窓会、同好会、業界団体等

(2) NPOの団体数・活動分野

県内のNPO法人（埼玉県知事認証）は、1,097団体（平成19年7月末日現在）で、その活動分野は次のとおりです。



また、市民活動団体やボランティア団体などの任意団体を含めた場合、県内には約3,000団体のNPOが存在するといわれています。

(3) NPO活動の特性・意義

NPO活動は、地域社会あるいは地域を越えた様々な課題を解決していく社会的使命に基づき、市民が自発的、主体的に行う社会貢献活動であるところに、最も基本的で重要な特性があります。

その活動は、社会的課題の多様性・複雑性に対応して、極めて幅広い分野で多様な取組が行われています。身近な生活問題に取り組むNPOもあれば、国境を越えた海外の課題に取り組むNPOもあり、福祉や文化、環境といった行政の各分野の枠を越えて横断的に活動を行うNPOも増えています。

また、行政の区域にとらわれることなく、複数の市町村や都道府県にまたがって活動するNPOも少なくありません。

組織形態から見ても、人的・財政的に小規模な団体から事務所を構えて常勤職員を抱えるような比較的大きな団体まで多種・多様な形態があります。

さらに、公平性や平等性を原則とする行政とは異なる、民間団体の持つ自由さや融通性などの特性を生かして、個別的で多様なサービスの提供や新たな課題に対する創造的で先駆的な取組、社会の変化への柔軟で機敏な対応、現場を踏まえた専門的なかかわりなどがその特徴として見られます。また、市民の声を集約した問題提起や政策提言なども行われています。

このようなことから、NPOは様々な社会的課題を解決していく主体として、また、「公共」の新たな担い手として、行政や企業と共に社会を支える重要なセクターとしての役割を果たしていくことが期待されています。

(4) NPO活動の役割

ア 市民の自発的な社会参加の機会拡大

NPO活動に加わることによって、市民それぞれの問題意識や関心などに基づき、一人一人の個性や能力を発揮して、自発的、主体的な社会参加の機会が得られます。

また、地域社会の中に様々なNPOが存在することによって、多様な社会参加の機会が提供されることとなります。

イ 公共サービスの供給主体、「公共」の新たな担い手

NPOによって様々な社会貢献活動や公共サービスの提供が行われていますが、その活動には、個別性、多様性、即応性、創造性、先駆性、専門性などの特徴が見られます。

また、市民の自発性によってサービスが提供されることやNPO活動への参加者がサービスを提供する側にも受ける側にもなりうるといった面でも大きな特徴を持っています。

さらに、地域の課題や市民の声を踏まえた政策提言や問題提起を行うNPOも増えてきています。

また、社会的課題や市民のニーズに機敏に対応し、きめ細かな公共サービスを供給する主体として、その役割が高まっています。

ウ 市民が主体となった地域社会の形成

NPO活動が地域社会の中で、多くの市民の理解と関心を得ながら展開されていくことによって、NPO活動そのものが成熟していくとともに、広く市民の間に地域の課題解決に主体的に取り組んでいこうとする「自治」の意識が高まり、正に市民が主体となった地域社会の形成が図られます。

エ 市民のネットワーク化と地域社会の活性化

NPO活動は、個々の市民の自発的・主体的な社会参加の結び付きによって、信頼に基づいた協力関係を築き上げ、資金や知識、技能、情報など様々な社会資源を有機的に活用して活動が展開されています。

このため、個々の市民のネットワーク化が促進されるとともに、こうしたNPO活動が地域社会の中で行政や企業などと協調・連携しながら展開されていくことによって、地域社会そのものが活性化し、多様な魅力と豊かさを創出していくことにつながります。

さらには、NPOの活動基盤が安定・向上することによって、活動やサービスが拡大するとともに、NPOへの雇用機会が生じてくることから、草の根的に地域経済の活性化が図られることとなります。

卷 末 資 料

住民協働事業に結び付く17分野ごとの活動例示

この例示は、具体的な住民協働事業をイメージしやすいよう全国的に展開されている市民活動などの事例を特定非営利活動促進法(NPO法)に規定する17の分野ごとに集めました。このような中から当町の住民協働事業に結び付く活動が展開されることを期待しています。

1 保健・医療又は福祉の増進を図る活動

高齢者や障害をもつ方、ご病気中の方などへの支援、また、こうした課題を社会に問題提起し、解決できるよう働きかける活動などです。

(1) 高齢者向け支援

- ア 助け合いサービス(家事、買物、介助、衣服交換、おむつ交換、話し相手、見守り)
- イ 余暇活動(絵手紙、工芸、手芸、書道などの教室、三味線、琴、民謡などの鑑賞)
- ウ 移送サービス(散歩、ドライブ、買物、通院)
- エ 配食サービス
- オ 介護保険事業(デイサービス、ホームヘルパー派遣、身体介護、入浴)
- カ 訪問理・美容

(2) 障害者向け支援

- ア デイ・ケア(話し相手、留守番、預かり、送迎代行、外出時のヘルプ)
- イ ナイト・ケア(家庭で用事があるときの宿泊)
- ウ 余暇活動(絵画、音楽、パソコン教室、買物)
- エ 視覚障害者のためのCDによる読書の提供
- オ 聴覚障害者に対して字幕放送製作・作業所での自主製品作り

(3) 医療に関する支援

- ア アルコール・薬物依存症の人たちとの会合や電話相談
- イ 悩みを抱える人に対するカウンセリング
- ウ アトピーなどアレルギー問題の知識の普及

(4) その他の支援

- 不登校・引きこもりの者に対して講義

2 社会教育の推進を図る活動

学校教育以外のすべての教育活動を指し、消費者教育、生涯教育、社会問題の啓蒙活動などです。

- ア 学校では学べない遊びなどを通じた学びの場を提供
- イ 不登校や引きこもりの青少年による相互学習の場の提供や自立支援
- ウ 在日外国人に対する日本語教室や生活相談の支援
- エ 外出困難な障害者などが就労機会を得るためのインターネット技術の提供
- オ 高齢者や視聴覚障害者などに対するパソコン教室
- カ 高齢者を対象にした第二の人生のためのライフプランセミナー
- キ 経験豊富な退職者の業務知識を生かした社会参加への支援
- ク 円滑な人間関係を築くための心理問題解決やカウンセリング活動
- ケ 地域に住む誰もが教育問題に主体的に参画できる市民ネットワークの推進
- コ 知識をもった市民を講師として発掘し、市民と学校とをコーディネートする活動

3 まちづくりの推進を図る活動

地域の活性化、まちおこし、地域住民の交流活動などです。

ア 街並みの保存

イ にぎわいをなくした商店街の復興

ウ 河川の美化、街の緑化活動

エ 都市計画に住民の意見を反映させるよう行政に政策提言を行う活動

オ バリアフリートイレの情報や福祉マップの製作

カ 観光ガイドボランティア

キ 地域活性化を目指し公共の広場でのまちおこしのためのイベント企画

ク マンションの管理情報に関する相談会の開催や資料の提供

ケ 地域のまちづくりの取組などを紹介する市民講座

コ まちをよくするワークショップの開催

サ 都市計画への住民参加の活動

シ 市街地での自転車の普及事業

4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

地域における学術、文化、芸術、スポーツ振興の活動などです。

(1) 文化

ア 海外との文化・芸術交流、伝統文化の振興

イ 継承を目的とした茶道・歌舞伎などの教室や公演

ウ 着物のリサイクル事業

(2) 芸術

ア 子供たちに自己表現の場を与える芸術活動

イ 芸術に関する指導者の養成や公募展の開催

ウ 地域の芸能

エ 音楽の向上と発展に向けた市民オーケストラ・合唱団

(3) スポーツ

ア 多様なスポーツを通して心身の健全な育成を目指す地域のスポーツチーム

イ スポーツ指導

ウ 障害者スポーツの普及・オリエンテーリングなどの自然スポーツ教室

5 環境の保全を図る活動

自然環境の保護活動や野生動物の保護、ごみ問題への提言やリサイクル活動の推進、地球温暖化、酸性雨の調査活動などです。

(1) 自然保護・環境整備

- ア 土手の草刈り、河川の掃除
- イ 生物(ホタル、メダカ)の生息地復活・環境調査
- ウ カウンセリング(廃棄物、騒音など)

(2) 自然・環境会議

- ア 林や田んぼでの自然観察会
- イ 子供たちによる環境会議
- ウ 地球環境セミナー
- エ 環境マップづくり、自然に触れるエコツアー

(3) リサイクル事業

- ア 事業所、店舗などでの資源ごみの回収
- イ フリーマーケット
- ウ 生ごみ・資源ごみのリサイクルの推進
- エ 太陽光発電

6 災害救援活動

地震などの災害時や海山での遭難時の救援活動、災害後の心のケアや復興支援活動などです。

- ア 防災訓練や地震に関する情報の収集・発信
- イ 災害救助犬による行方不明者捜索活動
- ウ 防災講座(関東直下型地震に備える防災フォーラムの開催)
- エ 被災地へ義援金や救援物資を送る活動
- オ 自然災害に対する緊急救援活動
- カ 防災グッズの販売
- キ 災害ボランティアコーディネーターの養成
- ク 災害時における障害者、独居老人、高齢者への支援ネットワークの研究
- ケ 災害発生時に被災者への炊き出しなどを行う活動

7 地域安全活動

地域の防犯活動や交通安全活動、災害予防活動などです。

- ア 空き地の火災防止のための草刈りや不法投棄防止活動
- イ 犯罪予防の安全パトロール
- ウ 犯罪、事故防止のための研究活動
- エ 暴力、犯罪などに苦しむ人への精神的支援
- オ 防犯講座
- カ 土砂災害の防止・技術力の向上
- キ 交通事故相談や事務手続の指導・助言・相談

8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

犯罪被害者支援、発言や報道の自由の確保、核兵器の使用や製造の禁止の活動などです。

- ア 虐待されている子供と虐待してしまう親のための電話相談
- イ 児童相談所などとの連携による虐待の危機介入や救出
- ウ ホームレスへの食事・衣類・風呂・散髪・住居などの生活支援
- エ 人権啓蒙のための人権映画を見る上映活動や人権講演会
- オ 人権侵害を受けている人に対しての人権問題相談会の開催
- カ 平和推進活動

9 国際協力の活動

在日外国人を支える活動、途上国での保健・医療や教育援助活動、技術支援、難民支援、医療・食糧援助活動などです。

- ア 外国人に対する健康相談会や検診の実施
- イ 子育て相談会の実施
- ウ 電話による医療相談や生活相談の実施
- エ 日本語教室の開催
- オ 途上国への教育・医療支援、難民救助活動、生活物資を送る活動の実施
- カ 途上国に日本の道具を提供し技術を伝授する活動の実施
- キ 貧しい地域の子供たちを支援する里親制度
- ク 言葉、習慣、食を通しての異文化交流
- ケ 海外の実態を学ぶスタディツアーの開催
- コ イベントや観光ガイドの通訳

10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

就労の性差別をなくす活動、女性の社会的自立支援、セクシュアル・ハラスメント防止活動などです。

- ア 差別に反対する男女共同参画社会の形成を促進
- イ 子育て中の親のための託児付の教室や講演会の開催
- ウ 女性の雇用機会均等を求める女性の自立支援
- エ 子育て中の父親や母親への支援
- オ ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメントの防止又はそれらによる被害者の心理的・社会的支援
- カ 家庭内で仕事のできるSOHO(在宅勤務)の仕事紹介
- キ 子育て中の女性などを対象とした託児付のコンサートや講演会の開催

11 子供の健全育成を図る活動

乳幼児保育、学童保育所の運営、地域での世代を超えた交流活動、子供の権利を守る活動などです。

(1) 子育て支援

ア 親子で遊ぶ親子教室、親の講座参加時の託児、一時保育

イ 子育て情報誌の発行

(2) 子供に対する支援

ア 子供たちが悩みや思いを自由に話せる電話サービス

イ 外国籍の子供に対する語学教室の開催

ウ 災害・病気・貧困に苦しむ子供に手芸・工芸道具の寄贈、勉強のサポート

エ 共働き・母子・父子家庭の子供に対する学童保育

オ 自然に親しむキャンプの企画

カ 市民参画の教育活動

キ 親と子供の舞台鑑賞活動

ク 伝統文化の継承(太鼓、民謡など)

ケ まちづくりにおける子供の参画推進

(3) 青少年に対する支援

ア 学習障害、不登校の者などに対してフリースクールの開校・学習指導

イ 不登校・引きこもりの者に対してのカウンセリング

12 情報化社会の発展を図る活動

インターネットなど新しい情報通信技術の活用を図る活動などです。

ア パソコンやインターネットを取り扱う能力の向上のための情報処理教育の推進

イ ITコーディネーターの育成

ウ ネットワークを利用する医療・福祉分野への普及

13 科学技術の振興を図る活動

環境、医療分野の基礎となる研究や利用促進、燃料電池の開発などです。

ア 環境、医療分野の基礎となる研究や利用促進(燃料電池など)

イ バイオテクノロジーに関する研究事業

ウ 先端科学技術の情報提供・調査・研究・発表

14 経済活動の活性化を図る活動

ベンチャー企業の環境向上を図る活動、地域全体の経済活性化の促進を図る活動などです。

ア 商店街の活性化を通じて地域社会全体の経済活性化の促進

イ 農・工業への応用利用・開発の普及と支援

ウ ベンチャービジネス、コミュニティビジネスに関するセミナーの開催

<p>15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 路上生活者の職業訓練や職業紹介、就労支援を図る活動などです。</p> <p>ア 障害者、高齢者、専業主婦、失業者の就職支援 イ 起業を目指す人へのトレーニング、スキルアップ、交流の促進など ウ 障害者地域作業所</p>
<p>16 消費者の保護を図る活動 消費者に対して商品に関する情報提供、商品知識の普及を図る活動などです。</p> <p>ア 消費者相談 イ 商品の品質、安全などの検査、管理活動 ウ 消費者に対して商品に関する情報提供や相談 エ 商品知識の普及を図る事業 オ 自己破産相談</p>
<p>17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動などです。</p> <p>ア NPO法人設立運営相談 イ 情報提供活動 ウ 人材育成のための研修など団体への支援活動 エ NPO運営に必要なスキルを提供するための広報や会計、労務管理、事業開発、資金開拓などの支援活動 オ NPO同士やNPOと行政・企業をつなぐ役割</p>

住民協働推進の概要

はじめに

1 住民協働を推進する背景

当町を取り巻く社会経済環境の変化（町民ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展、町民のまちづくりに対する関心の高まり、町の厳しい財政状況等）に的確に対応するためには、行政の活動だけではなく町民との協働によるまちづくりが求められている。

2 住民協働を推進して目指すもの（目的）

町民と行政が地域課題の解決に向けて、相互に協力・連携することを通して質の高い公共サービスを実現するとともに、公共の担い手として町民が主体的にまちづくりに携わることにより、地域に暮らす人々の満足度を高め、住民自治を醸成させていくことが目的である。

Ⅱ 住民協働を推進する必要性や課題

1 現在の動き

町民と行政や町民同士の連携・協力の動きの芽生え
町民の町政への参加・参画意識の高まり
地域団体、ボランティア団体の活動の活発化・情報共有化の要請

2 町民と行政が連携・協力してまちづくりを行う必要性

町民の声が反映されたまちづくりの推進
地域課題の解決に向けたきめ細かく、質の高い公共サービスの提供
公共の担い手としての町民の役割

3 町民と行政が連携・協力してまちづくりを行う上での課題

①情報を共有化できる仕組みづくり 町政に参加・参画しやすい環境づくり
まちづくりに関する意識の醸成、担い手づくり 町民活動がしやすい環境づくり
町職員の意識改革と知識の蓄積 住民協働を評価する仕組みづくり

Ⅲ 町民との協働によるまちづくりに向けて

1 住民協働によるまちづくりとは

【まちづくりとは】 町民と行政が自分たちのまちは「どうあるべきか」、「どうあってほしいか」ということを共に考え、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての行為
【住民協働とは】 町民と行政が共通の目的を実現するために、互いに対等の立場で相互の信頼と合意の基に、役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を発揮しあいながら、連携・協力して効果的にまちづくりに取り組んでいくこと。

2 住民協働のまちづくりを進める上での基本的な考え方

(1) 住民協働を進める上での基本原則

目的及び課題の共有
相互理解と相乗効果
対等性 自主性の尊重と自立化の促進
公開・機会平等
補完性 期限の明確化

(2) まちづくりにおける役割

【町民にできること・やるべきこと】

生活者視点でのまちづくりの提案・行動
地域活動を通じたまちづくりへの貢献
町民ができる公共サービスの提供

【行政がやるべきこと・できること】

まちづくりを円滑に進めるための仕組みづくり
町民の自主的活動に対する協力・支援
行政が行うべき公共サービスの提供

Ⅳ 住民協働の進め方

1 住民協働を推進する方策

情報提供の機会・手段の充実、的確な広聴手段の確立
町職員の意識醸成、協働の担い手づくり
町民の参加・参画機会の拡充、参加・参画の仕組みづくり
町民が活動しやすい環境整備
住民協働事業の評価・改善の仕組みづくり

2 住民協働の手順（情報と意識の共有化が前提）

まちづくりの課題の発見
課題への取組と担い手づくり
課題解決に向けた提案と合意
協働による課題への取組と課題解決
から までで行ったことの評価・改善

3 おわりに

住民協働のまちづくりを進めていくためには、町民と行政の相互が権利を行使・主張するだけでなく、義務を履行し、協調しようとする心掛け・姿勢が重要である。
住民協働によるまちづくりを進めることは、地方自治の本旨（住民自治・団体自治）に立ち返ることである。

改革推進プログラムに基づく住民協働推進施策実施計画

基本方針 3 町民と行政の信頼関係の堅持

【公表用】

検討課題 2 地域とのつながりの強化 3 パートナーシップの創造

51

	取組項目	取組項目の概要	取組スケジュール					数値指標等の特記事項
			18	19	20	21	22	
40	地域への職員等の派遣制度の導入							
	1 地域懇談会実施システムの構築	町の政策、施策、事業等の計画、実施、評価及び改善の各段階(行政マネジメントサイクル)において、町民からの意見等を広く聴くとともに、町民と行政が互いの意見を交換することにより、より良い方向性を見だし、当該政策等に的確に反映させるため、地域懇談会を実施するシステムを構築する(原則として、経営戦略会議委員、各課長等を派遣する。)	検討 ⇒			実施 →		実施要領等を作成し、必要に応じて年2,3回程度実施する。
	2 職員出前講座実施システムの構築	町の事務事業等を広く町民に知らせることにより、当該事務事業等の所期の目的が効果的に達成されるようにするとともに、町民の行政に対する関心を深めるため、職員出前講座を実施するシステムを構築する。また、町職員が持つ知識、技能、経験、資格等を有効に活用することにより、職員の意識、意欲等を高揚させるとともに、町民の学習ニーズに効率的かつ効果的に応える仕組みを確立するものとする(原則として、担当職員等を派遣する。)	検討 ⇒			実施 →		実施要領、講座メニュー等を作成し、町民からの派遣要請、各課における必要性に応じて年10~12回程度実施する。
41	Let's庁内プロジェクトの設置	Let's庁内プロジェクトは、町職員を構成員とするプロジェクトチームとし、職員のうちから意欲のある者や住民協働に対して知識、関心等のある者などを原則として公募制で選考するものであり、職員が持つ知識、経験、アイデアなどを住民協働施策・事業に積極的に反映させるものである。 役職や年齢などに制限を設けず、幅広く意欲のある職員を登用し、町から仕掛ける住民協働施策・事業の企画・立案を行うものである。 企画・立案した内容は、「住民協働庁内検討会議」に対して提案し、当該検討会議が精査の上、経営戦略会議の決定を受け、担当課との調整を図りながら、事業化を進めるものである。 また、職員の意識啓発に資することも期待するものである。	検討 ⇒			実施 →		構成員数は、20人程度とし、年度当たり3~5件程度の企画・立案を行う。
42	地域活動への支援の充実							
	1 ボランティア・コーディネートシステムの検討・構築	ボランティア関連の情報提供や情報交換ができる場(町ホームページの活用を含む。)を構築するとともに、町民の活動意欲や能力をボランティア活動等に生かすためのボランティア・コーディネートシステムについて検討・構築する。	検討 ⇒			実施 →		社会福祉協議会等との協議・調整、連携を要する。
	2 ボランティア活動促進指針の検討・策定	ボランティア活動の促進を図る指針を作成し、地域ボランティアリーダーの育成や潜在的にボランティア活動をしたいと考えている町民の掘り起こし策を検討する。	検討 ⇒			実施 →		社会福祉協議会等との協議・調整、連携を要する。
	3 地域活動事業費補助制度の確立	地域団体等が行う防犯、環境、交通安全、子育て支援、高齢者支援などの事業の実績に見合った事業費補助制度を確立し、地域活動への支援を充実させることにより、地域の自主的な活動の促進を図る。			検討 ⇒	実施 →		

	取組項目	取組項目の概要	取組スケジュール					数値指標等の特記事項
			18	19	20	21	22	
43	「住民協働庁内検討会議」及び「住民協働町民推進会議」の設置							
	1 「住民協働庁内検討会議」の設置	町職員を構成員とし、行政活動における住民協働の在り方や方法などを検討するとともに、住民協働に対する職員の知識向上や意識改革を促すことを目的に設置する。	検討 ⇒				実施 →	
	2 「住民協働推進職員啓発研修会」の開催	住民協働を推進する上で最も重要な項目の一つである町職員の住民協働に対する意識の醸成、知識の蓄積を促すとともに、協働事業の進ちょく状況等を周知するため、「住民協働推進職員啓発研修会」を開催する。					毎年度2、3回程度実施 →	
	3 「住民協働町民推進会議」の設置	町民の視点で住民協働の在り方や町民が主体的に担うことが望ましい公共分野などを検討するとともに、庁内検討会議などでの町の住民協働に関する検討内容に対して、意見、提言等をいただくことを目的に設置する。	検討 ⇒				実施 →	
	4 「住民協働推進指針(仮称)」の策定	住民協働を推進する上での基本的考え方(基本方針)、住民協働の進め方(手順、方策、ルール等)などを定めた「住民協働推進指針(仮称)」を庁内協議及び町民の意見(「住民協働町民推進会議」、パブリックコメント等)を踏まえて策定する。	検討 ⇒				実施 →	
44	自治基本条例の制定	住民協働型の行政運営を進めるとともに、町民主体のまちづくりを推進するため、自治体運営の基本方針や町民の権利の保障などを具体的に規定した自治基本条例(仮称)の制定について検討する。					条例の制定について検討 →	住民協働施策の取組実績及び効果、協働体制の確立状況、気運の高まり等を総合的に勘案し、適時の状況を見ながら条例の制定について検討する。

語句説明

市民

単に「市」という地域内に住む住民という意味ではなく、権利・義務を伴った社会的な存在である個人を意味しています。

また、「市民」は自然人だけではなく、法人や任意団体なども含まれるものと解される場合もあります。

特定非営利活動促進法の第1条でも、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動」といった表現がされています。

ボランティアとNPO

ボランティアもNPOも自発的、主体的に社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは活動する個人、NPOはそうしたボランティアや職員などで構成され、継続的に活動している組織と言えます。個人ではなく、組織的に活動を展開することで、目的を達成しようとするのがNPOです。

NPOにとっては、ボランティアは活動の担い手として重要な存在である一方、ボランティアにとってNPOは活動の場を提供してくれる組織と整理することができます。

無償・有償と非営利

ボランティア活動では、活動に係る経費を全額自己負担したり、対価を求めないような「無償」の形で行われる場合もあれば、活動に係る交通費や食費などの実費を受け取ったり、市場の賃金よりも低い報酬を受け取るような「有償」の形で行われる場合もあります。

一方、NPOの「非営利」は、無償・有償とは直接関係のない別の概念で、活動の継続・拡大や組織の維持のために、利益（収入から経費を差し引いた利益）を上げて、その利益を団体の構成員（役員や会員など）に分配しないで、新たな活動資金へ回していくという、組織の目的を表す言葉です。

NGO (Non-Governmental Organization 非政府組織)

一般的には、NPOとほぼ同じ意味ですが、「非営利性」よりも「非政府性（政府からの独立性）」を強調するとき、NPOと区別して使用される場合が多いようです。環境や人権・平和、教育、保健医療などの分野で、政府からは独立して、国境を越えた活動を展開する団体に対して使われています。

ワークショップ

ワークショップ(w o r k s h o p)という英語のもともとの意味は、「工房」、「作業場」など共同で何かを作る場所を意味しています。

それが住民参加のまちづくりなどの分野で、当事者同士が主体となって積極的に「参加」し、“頭や言葉”だけでない「体験」を重視して、「双方向性」や「相乗効果」を生かした、「参加体験型のグループによる検討や創造の場」という意味で使われています。

パブリックコメント

町が基本的な計画等の策定過程において、案の段階で町民からの意見、提案等を求め、有益な意見等を考慮して意思決定を行う手続です。

特定非営利活動法人(NPO法人)制度

○概要

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動を行う民間の非営利団体に対して、従来の公益法人制度に比べて容易に法人格を付与することなどを通じて、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、「特定非営利活動促進法」が平成10年12月に施行されました。

○所轄庁（設立の認証や認証後の監督等を行う行政機関）

- ・法人の事務所が所在する都道府県の知事
- ・複数の都道府県に事務所がある場合は、内閣総理大臣

○対象となる団体

- 法別表に掲げる次の活動に該当する活動
- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑤ 環境の保全を図る活動
 - ⑥ 災害救援活動
 - ⑦ 地域安全活動
 - ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑨ 国際協力の活動
 - ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑬ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑯ 消費者の保護を図る活動
 - ⑰ ①～⑯に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

特定非営利活動法人になれる団体は、**特定非営利活動**を行うことを主たる目的とし、右のような要件（主な認証要件）を満たすことが必要です。

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの

- ① 次のいずれにも該当し、営利を目的としないこと
 - ・社員（総会での議決権を有する団体の正規のメンバー）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ・役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ② その行う活動が次のいずれにも該当すること
 - ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
 - ・特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
- ③ ・暴力団でないこと
 - ・暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなつてから5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと
- ④ 10人以上の社員を有すること

注) アンダーラインは、改正法の適用部分（平成15年5月1日から施行）

※ 所轄庁での設立の認証後、法務局での登記により、法人として成立します。
 なお、所轄庁は、設立認証申請の申請内容が法に規定された要件に適合すると認めるときは、認証しなければならないとされています。したがって、認証は、認証された法人が法の目的に合致した活動を行うことを保証する、いわゆる「お墨付き」を与えるものではありません。

○情報公開

法人は、毎事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支計算書等の書類を、所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置いて、社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。
 また、これらの書類は、所轄庁において誰でも閲覧できます。

改革推進プログラムからの抜粋

5 改革推進プログラムの進ちよく管理

この改革は、町民と行政が情報を共有しながら共に考えていくという協働の理念により、町民参加型の進ちよく管理を行うものとします。

なお、個々の推進項目について、現状と課題、目標、改革の具体的方策、年度別計画などを明らかにする進ちよく管理表を作成し、年次的に実行するとともに、進ちよく状況についてチェックを行い、必要に応じてプログラムの見直しを行うなど適切な進ちよく管理に努めます。

6 改革推進プログラムと第4次総合振興計画との関係

「白岡町改革推進プログラム」の取組による今後の行政運営方針
『選択と集中・町民との協働によるまちづくり』

地方分権の進展や社会経済環境の変化に対応するための経営的な感覚を高めつつ、「総花型」の政策から「生活環境重点型」の政策へ方針転換し、事業の質を高めるとともに、町民とのパートナーシップを確立しながら町民とともにまちづくりを進める協働型の行政運営を推進するものです。

改革の基本方針

徹底した歳出削減
に向けた取組

歳入確保に
向けた取組

町民と行政の
信頼関係の堅持

地方分権に対応した
行政組織の確立

改革の基本姿勢

地域経営の理念に
立った行政運営

効率性と効果性を
重視した行政運営

生活環境重点
型の事業展開

町民とともに進
めるまちづくり

改革推進プログラムを踏まえた第4次白岡町総合振興計画の基本構想の見直しと
後期（平成19年度～平成23年度）基本計画の策定

3 町民と行政の信頼関係の堅持

町民と行政が協働して、地方分権の時代に対応した豊かな地域社会を築いていくためには、開かれた町政運営と町民と行政のパートナーシップによるまちづくりの推進が必要です。

このため町では、行政サービスの再構築を図りつつ、積極的に情報公開を推進し、地域とのつながりを深めながら、町民や地域とのパートナーシップを確立していきます。

また、住民自治の理念に立ち返り、町民が主体的に担うことが望ましい公共分野を明確にし、住民協働型の行財政運営を目指します。

(1) 町民との情報の共有

透明性の高い町政運営を推進するため、積極的な情報公開を進めるとともに、町民ニーズに対応した分かりやすい情報の提供に努め、町民への説明責任を果たしていきます。また、町民のニーズを的確に町政に反映させるため、広聴手段の充実を図ります。

【今後5年間の取組目標】

ア 広報活動の改善

積極的な情報の発信を前提に、見やすく親しみやすい、町民のための広報活動を展開することにより、行政をより身近に感じ、関心を持ってもらうために広報活動の改善を図ります。

- 町公式ホームページの再構築を行います。

町民への情報発信の媒体として有効な町公式ホームページを再構築します。

- 広報「しらおか」をさらに充実します。

これまでも町民に親しまれてきた広報「しらおか」をさらに充実します。

- 各種情報媒体を活用します。

新聞等の各種情報媒体を活用し、町政情報等を積極的に提供していきます。

イ パブリックコメント制度の導入

パブリックコメント制度を導入して、広く町民から意見を聴き、施策に反映させることにより、町民の町政への参加機会を拡大します。

※ パブリックコメント 行政などが規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度

取組項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
町公式ホームページの再構築	18年度に再構築を行います。				
広報「しらおか」の充実	19年度から検討・改善を図ります。				
各種情報媒体の活用	18年度から実施します。				
パブリックコメント制度の導入	制度の検討	検討結果に基づき、19年度から実施します。			

(2) 地域とのつながりの強化

町民との協働の観点から、町民と行政の相互理解と意識の共有化を図るため、町民の視点に立った身近な行政を確立し、地域活動への支援を行いながら町民主体の地域づくりを進めます。

【今後5年間の取組目標】

○ 町政モニター制度の充実

開かれた町民主役のまちづくりを進めるために、公募等によるモニター制度の充実を図り、生活者の視点での地域からの声を幅広く町政に反映します。

○ 地域への職員等の派遣制度の導入

町民と行政が互いに理解しあい、両者の距離を縮めることにより、身近な行政づくりを進めるため、地域への職員等の派遣制度（地域懇談会、職員出前講座等の実施）を導入します。

○ L e t's 庁内プロジェクト（仮称）の設置

職員の意欲やアイデアなどを生かした住民協働施策を企画立案し、事業を継続的・発展的に実施するため、L e t's 庁内プロジェクトを設置します。

※ 「L e t's」とは、l e t u sの短縮形で「…しよう（しようじゃないか）」の意味で、ここでは“さあ、これから共に始めましょう”という意味を込めています。

○ 地域活動への支援の充実

地域の自主的な活動を促進するため、ボランティア団体等の育成、連携を図りながら地域活動への支援を充実します。

取組項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
町政モニター制度の充実	制度の再検討	検討結果に基づき適宜、実施します。			
地域への職員等の派遣制度の導入	制度の検討	検討結果に基づき、19年度から実施します。			
Let's 庁内プロジェクトの設置	制度の検討	検討結果に基づき、19年度から実施します。			
地域活動への支援の充実	制度の検討	検討結果に基づき適宜、実施します。			

(3) パートナーシップの創造

町民とともに住民参画を進める仕組みを確立し、住民参画の機会の拡充を図り、協働参画のまちづくりへの基礎を築きます。

また、町民と行政との役割分担を明確化し、町民との協働による事業の推進に努めます。

【今後5年間の取組目標】

○ 「住民協働庁内検討会議」（仮称）及び「住民協働町民推進会議」（仮称）の設置

住民協働型の行政運営を推進するため、町組織に住民協働を推進する体制を整備するとともに、行政活動における住民協働のあり方から協働に関する役割分担等を検討し、住民協働に関する指針を策定するため、「住民協働庁内検討会議」及び「住民協働町民推進会議」を設置します。

○ 自治基本条例の制定

町民主体のまちづくりを進めるため、自治体運営の基本方針や町民の権利の保障などを具体的に規定した自治基本条例の制定について検討します。

取組項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
住民協働庁内検討会 議の設置	制度の検討	検討結果に基づき適宜、実施します。			
	→				
住民協働町民推進会 議の設置	制度の検討	制度の検討	検討結果に基づき適宜、実施します。		
		→			
自治基本条例の制定	条例の制定について検討します。				
	→				

終わりに

町民が自主的、自発的に行うボランティア活動を始めとした社会貢献活動は、地域社会あるいは地域を越えた様々な課題の解決に向けて、福祉や保健・医療、まちづくり、社会教育、文化・芸術・スポーツ、環境保全、国際協力など様々な分野で年々活発になっています。

また、こうした活動は、町民個人として取り組まれるだけでなく、活動に参加する町民が結び付いたグループや団体、組織としてもその活動が展開されています。

こうした中で、平成10年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立・施行されました。この法律は、ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を行う非営利団体に対して、社団法人などの従来の公益法人制度に比べて容易に法人格を付与することなどを通じて、その活動を促進することを目的として制定されたものです。

このNPO法人制度の創設によって、法人名義で契約や登記が可能になるなど継続的な組織運営に当たっての基盤が整備されるとともに、法人の事業報告書等の情報公開に基づき、活動について市民が参加し、利用し又はチェックしていくという仕組みが整備されました。

また、このNPO法の成立を一つの契機として、市民が行う社会貢献活動の重要性が多くの人々に認識されるようになりました。

一方、少子・高齢化や国際化、高度情報化、環境問題の深刻化、青少年の健全育成の問題、住民に身近な犯罪の増加、男女共同参画社会の実現など、様々な社会的課題が顕在化する中で、市民の間には多様なニーズが発生し、そのニーズも複雑・高度化しています。

また、規制緩和、地方分権、行財政改革などの制度改革の流れによって、行政においては、「公」と「民」の役割を明確にし、行政サービスのあり方を改革していくことが求められています。

このため、多様化・複雑化する社会的課題を解決し、市民ニーズに的確に対応するためには、行政の対応のみでは著しく困難な状況になっています。

こうした背景から、社会貢献活動を行う市民が結び付いた組織体とし

での市民活動団体等が、行政や企業・事業者でもない第三のセクターとして、社会の様々な課題を解決し、市民の多様化するニーズにきめ細かく対応する仕組みとして、今後ますます重要な役割を果たしていくことが期待されています。

この指針は、そうした重要な役割を担う市民活動を促進するとともに、町民と行政との適切なパートナーシップを構築し、積極的な連携・協力を進めるために策定したものです。

また、この指針は、今後「新しい公共」という考え方のもと、町民と行政との協働を総合的かつ計画的に実施するために、町民と行政とが連携・協力して取り組むことを定めたものです。

私は、この指針が町民の皆様の自主的な活動の促進と町民と行政との協働の手引となり、真に豊かな町民生活の実現に寄与することを期待しています。

今後も「町民との協働によるまちづくり」を積極的に推し進め、活力ある地域社会の形成に向け、努力してまいりますので、御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。

平成19年8月

白岡町長 濱 田 福 司

町民との協働によるまちづくり

白岡町住民協働推進指針

平成19年8月

白岡町 町民活動推進課 住民協働担当

〒349-0292

埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地

Tel 0480-92-1111(代表)

内線352, 353

Fax 0480-92-9096

E-mail tyoukatsu@town.shiraoka.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/>